

作業コーナーの利用について



【利用できる方】

◆ **社会貢献活動を行っている・公益を目的としている** ◆

NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体など

自治会・町内会・老人クラブ・子ども会など

※上記以外の趣味サークル・同窓会等は利用できません。

○**ライフパルの設置目的**○

市民による自主的な社会貢献活動の促進・消費生活の安定

及び向上に寄与